

朽木漁業協同組合 一般事業主行動計画

従業員がその能力を十分に発揮し、仕事と家庭生活の両立ができるよう、以下の行動計画を策定する

1. 計画期間 令和7年1月1日～令和11年12月31日（5年間）

2. 目標と取組内容

目 標 育児介護と仕事との両立支援に関し、従来からの制度だけでなく最新の制度に関しても従業員に周知する。

取組内容 令和7年1月～ 育児・介護休業法、次世代育成支援対策推進法の最新の改正を就業規則に反映させる

令和7年5月～ 育児介護関連の法令制度及び就業規則について従業員に解りやすく周知する。